

# 学校法人秀明学園セクシャル・ハラスメント防止ガイドライン

平成16年10月13日制定

平成17年 4月 1日施行

## 1. 目 的

学校法人秀明学園（以下、法人という）は、セクシャル・ハラスメントを重大な人権侵害と認識し、その防止を徹底するとともに、万一発生した場合には、迅速にその救済及び解決にあたり、学校法人秀明学園が設置する中学校、高等学校、大学の生徒、学生、教職員が安全かつ快適に就学・就業できる環境を維持・保障するために、このガイドラインを定める。

## 2. セクシャル・ハラスメントの定義

セクシャル・ハラスメントとは、日本国憲法ならびに各法令によって保障された基本的人権を侵害する重大な違法行為である。男女差別はもとより、同性間も含め、相手方の意に反した性的な言動を行ったり、その言動により相手の人格や尊厳を傷つけたり、不利益や不快感を与えたりして、就学・就労ならびに教育研究の環境を悪化させることを言う。

## 3. セクシャル・ハラスメントに対する基本姿勢

セクシャル・ハラスメントに対して、次の基本姿勢をもって臨む。

### (1) 防止活動の徹底

セクシャル・ハラスメントを防止するために、生徒、学生、教職員の意識改革に積極的に取り組み、常に予兆の発見と予防措置の改善に努める。

### (2) 問題に対する迅速かつ厳正な対応

不幸にしてセクシャル・ハラスメントが発生した場合は、迅速にその解決に取り組み、就業規則ならびに学則に照らして厳正に対応する。また、必要があれば司法機関に摘発する。

### (3) 被害者の保護・救済

セクシャル・ハラスメントの被害者の保護・救済を最優先として問題解決にあたる。その際は、被害者の意思や立場、プライバシーに十分配慮する。

(4) 再発の防止

救済・解決後、再発防止のための措置を速やかにとる。

#### 4. ガイドラインの対象と適用範囲

このガイドラインは、就学・就業形態ならびに名称や地位を問わず、法人の設置する中学校・高等学校の生徒、大学の学生（科目履修生、外国人留学生を含む全ての学生）及び教職員（専任、非常勤、時定）など、その構成員のすべてを対象とする。

また、学校の内外を問わず、構成員間及び構成員から学外者に対してなされたセクシャル・ハラスメントについても適用するとともに、構成員が学外者から被害を受けた時は、その加害者の所属する機関に対して処分や再発防止を強く求める。

#### 5. 防止・問題解決のための体制

(1) セクシャル・ハラスメント防止委員会（SH委員会）の設置

セクシャル・ハラスメントを防止するため、セクシャル・ハラスメント防止委員会（以下、SH委員会という）を中学・高等学校と大学に置く。

(2) SH委員会の構成は次のとおりとする。

① 中学・高等学校SH委員会

委員長	1名	校長
副委員長	2名	生徒指導主任、事務部長
委員	4名	教員から男女各1名、職員から男女各1名
計	7名	

② 大学SH委員会

委員長	1名	学長
副委員長	2名	学生部長、事務局長
委員	4名	教員から男女各1名、職員から男女各1名
計	7名	

③ 各委員は理事長が任命する。

④ 各委員は守秘義務を負い、違反した場合は懲戒処分の対象となる。

### (3) 防止活動

セクシャル・ハラスメント防止のためのオリエンテーション、研修会の開催、学生便覧、広報媒体へのガイドラインの記載、アンケート等による調査を実施する。

### (4) 申し立ての受付

- ① 申し立て窓口は、各校事務局または委員とする。
- ② 申し立ては、原則として、本人からの直接の申し出または書面とする。やむを得ない事由により本人からの申し出が不可能な場合は、親族などの代理申し立てを認めるが、代理人への委任状を必要とする。なお、事実調査の必要から匿名の申し出は原則受け付けない。
- ③ 申し立ては、速やかにSH委員会委員長に報告されなければならない。

### (5) 事実の調査

- ① 申し立ての報告を受けた委員長は、速やかに理事長に報告の上、SH委員会を召集し、事実の調査を行なう。
- ② 委員長は、自らが委員長となる調査委員会を設置する。調査委員は原則として、SH委員の中から選出されるが、必要に応じてそれ以外からも任命できるものとする。ただし、その場合はSH委員会外調査員の員数は調査委員会の過半数を超えてはならない。
- ③ SH委員会は、調査委員会による調査結果に基づいて慎重に事実を確認し、セクシャル・ハラスメントの有無を認定する。委員長はその結果を理事会に報告するとともに必要に応じて教授会にも報告する。その後の対応は、教職員に関するものは理事会、学生に関するものは教授会、生徒に関するものは校長がそれぞれの就業規則、学則等の規定に照らして厳正に行う。
- ④ 調査ならびに解決にあたっては、被害者のプライバシーを最大限に尊重しなければならない。

### (6) 再発の防止

SH委員会は発生したセクシャル・ハラスメントその原因を調査し、再発防止のための対策を検討し、理事会に上申しなければならない。

以 上

セクシャル・ハラスメント対応組織図

